

保育施設への入園申込みについて

(2号・3号認定用の申込書を記入される前にご一読ください)

下記の点にご注意いただきまして、提出をお願いいたします。

記

- ①□ 認可保育園は、父母のいずれもが、自宅での保育が難しい場合に申込みができます。
※申込書提出時に、自宅での保育が難しいことが確認できる書類(父母分)を提出する必要があります。また、書類は、原則として申込日より1ヶ月以内に発行・記入しているものとなります。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の3・8ページをご覧ください。
- ②□ 保育施設への入園が必要な理由によって、保育施設でのお預かり時間が異なります。【標準時間・短時間】
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の4～5ページをご覧ください。
- ③□ 入園して1週間から10日の間は、「慣らし保育」(午前中までの保育)となります。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の16ページをご覧ください。
- ④□ 育児休業中の方は、申込み時期にご注意ください。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の6ページをご覧ください。
- ⑤□ 妊娠中の方、出産したばかりの方は、入園後、在園できる期間にご注意ください。
入園した日が、産前産後8週の属する月であった場合、産後8週の属する月の末日で一度退園となります。その後、引き続き入園を希望される場合は、再度申し込みが必要です。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の4ページをご覧ください。
- ⑥□ 【1月1日に山口市に住民票がない父母や、単身赴任等により山口市で課税されていない父母】
※マイナンバー制度の情報連携による課税確認ができなかった場合、所得課税証明書が必要です。
詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の9ページをご覧ください。
- ⑦□ 【山口市外に住民票がある児童の申込み】
市外に住民票がある児童の申込みも可能ですが、申込み先は、住民票のある自治体となります。
なお、申込みができる施設は「私立」のみとなり、また、利用調整の順番は、市内の児童より後になります。ただし、入園する月の1日までに山口市に転入される場合は、「転入に関する申立書」等をご提出いただくことで、市内の児童と同様の取扱いとなります。
※阿東地区の保育施設への入園に関しては、例外がありますので、保育幼稚園課にお問い合わせください。
- ⑧□ 保育施設によって、開園や閉園時間、延長保育等の有無が異なります。「保育施設の一覧」をよく確認してください。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の25～27ページをご覧ください。
- ⑨□ 認定こども園は、利用者負担額と絵本代等の実費徴収に加えて、毎月、教育充実費がかかります。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の16ページをご覧ください。
- ⑩□ 幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児クラスの児童と、0～2歳児クラスの非課税世帯の児童の利用者負担額は無償となります。ただし、3歳以上児クラスの児童の副食費(おかず代等)は無償化の対象ではありません。各園によって、主食の提供の仕方や、副食費の料金が異なりますので、園にご確認ください。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の16ページをご覧ください。

(裏面に続く)

- ⑪□ 申込書を記入される際は、必ず、記入例(「令和5年度 保育施設入園のご案内」の21～24ページ)を確認の上、記入もれのないように、ご注意ください。
※たとえば、【祖父母の状況】欄に、記入がなければ、点数が減点になります。
- ⑫□ 【申込書:保護者氏名】欄は、住民票が山口市にある方であれば、父母どちらの名前でもかまいませんが、今後のお手続きを考慮すると、窓口によく来られる方や保育施設への送り迎えをされる方が望ましいです。
なお、今後、市が交付する通知書の宛名は、今回ご記入いただいた保護者となりますので、利用調整結果もその方宛にお送りすることになります。
- ⑬□ 【申込書:利用希望施設名】欄には、通園可能な施設をご希望の順に、ご記入ください。
※利用調整は、点数の高い児童から順に行います。点数の高い児童の第1希望の施設から、希望施設が空いているか確認し、希望施設すべてに入れなければ「待機」となり、次の児童に順番が回ります。そのため、「最初は1施設だけで申し込んで、入れなかったら希望施設を追加する」という申し込み方をされると、第2希望以降に入れる可能性が格段に下がりますのでご注意ください。通園可能な施設は、必ず最初の申込み時に記入されることをお奨めしております。なお、入園決定後に入園を辞退するとペナルティとして、次回の利用調整から減点となりますので、あくまでも通園可能な施設のみご記入ください。
- ⑭□ 【きょうだい2人以上で申込む場合など(きょうだい同時に利用調整がかかる場合)】
【保育利用申込み補助票の一番下:きょうだい申込み希望】欄は、きょうだい2人以上で申込む場合など、きょうだい同時に利用調整がかかる場合は、必ずご記入ください。「きょうだいと同時に同じ施設に入れなかった場合にどうされるのか」を記入していただく項目です。
- ⑮□ 【認可保育所等に保育士・幼稚園教諭として就労される場合】
保護者が山口市内の保育所等(※1)で保育士または幼稚園教諭として、1ヶ月あたり120時間以上就労している(予定含む)場合、申請をいただくことで、利用調整の加点があります。就労証明書と、優先利用申込書(保育士等用)(※様式あり)をご提出ください。
※1. 認可保育所、へき地保育所、認定こども園、地域型保育事業所、預かり保育を実施している幼稚園
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の8ページをご覧ください。
- ⑯□ 申込書を窓口提出していただく際に、申込書にご記入いただいた「個人番号(マイナンバー)」を確認する必要がありますので、同居家族全員分の「個人番号(マイナンバー)」が記載されているものと、窓口に来られた方の運転免許証等をご持参ください。窓口に来られた方と保護者(認定者)が異なる場合は、保護者(認定者)の健康保険証等もあわせてご持参ください。
※詳しくは「令和5年度 保育施設入園のご案内」の7ページをご覧ください。
- ⑰□ 申込み受付開始日と受付期限については、「令和5年度 保育施設入園のご案内」の6ページをご覧ください。
※申込みは先着順ではありませんので、受付期限までに必要書類をご提出いただければ問題ありませんが、提出書類の内容に不備がありましたら受付できません。できるだけ、お早めにお申込みいただくほうが安心です。
- ⑱□ 【市外の保育施設に申込みする場合】
市外の保育施設に申込みするときの受付期限は、山口市内の保育施設へ申込むときより早いことが多いので、早めに保育幼稚園課にお問い合わせください。
なお、市内と市外の保育施設をどちらも申込む場合、1枚の申込書に希望の順にご記入ください。

※「令和5年度 保育施設入園のご案内」は、必ずご一読ください。

※その他、ご不明な点につきましては、山口市保育幼稚園課までお問い合わせください。

山口市保育幼稚園課
TEL : 083-934-2798